

公共土木設計業務等委託契約約款 新旧対照表

改正案 (R5. 5. 1～)	現 行
<p>第1条～第41条【省略】</p> <p>(発注者の催告によらない解除権)</p> <p>第42条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(9)略</p> <p>(10) 受注者が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者<u>その他経営に実質的に関与している個人または団体を</u>、受注者が法人である場合にはその役員、その支店<u>または</u>常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者<u>その他経営に実質的に関与している個人または団体</u>をいう。以下この号において同じ。)が、<u>暴力団または暴力団員</u>であると認められるとき。</p> <p>(削る)</p> <p><u>イ</u> 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなど<u>している</u>と認められるとき。</p> <p><u>ウ</u> 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、便宜を供与し、その他直接的もしくは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められるとき。</p> <p><u>エ</u> <u>役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。</u></p> <p>オ 役員等が、<u>暴力団または暴力団員</u>と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者が当該契約を解除しなかったとき。</p> <p>第43条～第53条【省略】</p>	<p>第1条～第41条【省略】</p> <p>(発注者の催告によらない解除権)</p> <p>第42条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(9)略</p> <p>(10) 受注者が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員<u>または</u>その支店<u>もしくは</u>常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。</p> <p><u>イ</u> <u>暴力団または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</u></p> <p><u>ウ</u> 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなど<u>した</u>と認められるとき。</p> <p><u>エ</u> 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、便宜を供与し、その他直接的もしくは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められるとき。</p> <p>(新設)</p> <p>オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者が当該契約を解除しなかったとき。</p> <p>第43条～第53条【省略】</p>